

県南広域振興局長告示第175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年11月17日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0371200320	スマイル桜木指定訪問介護事業所	奥州市江刺区愛宕字前 中野88番地12	有限会社麻侑彩	平成21年11月15日